

- * 登録製造時等検査機関の検査を受けなければならない「特別特定機械等」とは、火気以外の高温ガスを加熱に利用するボイラー（「廃熱ボイラー」という。）であって、高圧ガス保安法第56条の3第1項の特定設備に該当するもの（「特定廃熱ボイラー」という。）である（ボイラー則第4条の2）。

3 労働基準監督署長の検査(法第38条第3項)

次の者は、労働基準監督署長の検査を受けなければならない。

- ① 特定機械等（移動式のものを除く。）を設置した者
- ② 特定機械等の厚生労働省令で定める部分に変更を加えた者
- ③ 特定機械等で使用を休止したものを再び使用しようとする者

- * 移動式のものとは、移動式ボイラー、移動式クレーン、ゴンドラを指す。これらの特定機械等については、設置に関する労働基準監督署長の検査を受ける必要はない。

4 検査証の交付等(法第39条第1項、第2項)

1. 移動式の特定機械等

都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関は、都道府県労働局長又は当該機関が実施した製造時等検査に合格した移動式の特定機械等について、検査証を交付する。

- ① 移動式ボイラー
- ② 移動式クレーン
- ③ ゴンドラ

2. 移動式以外の特定機械等

労働基準監督署長は、労働基準監督署長の設置時等検査で、特定機械等の設置に係るもの（落成検査）に合格した特定機械等について、検査証を交付する。

- ① ボイラー
- ② 第1種圧力容器
- ③ クレーン
- ④ デリック
- ⑤ エレベーター
- ⑥ 建設用リフト